

長野県小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県小学生バレーボール連盟規約第19条により、長野県小学生バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）への団体登録及び個人登録について定める。

(チームの加盟)

第2条 チームの加盟登録は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）及び日本小学生バレーボール連盟（以下「日小連」という。）が定める登録規程による。

2 本連盟に加盟登録しようとする団体は、JVAメンバー制度にチーム登録を済ませ、所定の様式にて登録費と併せて申請するものとする。

3 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

4 申請は随時行うことができる。

(チーム代表者)

第3条 チーム代表者はJVAに個人登録された選手（以下「JVAメンバー」という。）がチーム加入を希望した場合、承認し、所定の手続きを行わなければならない。

(登録構成員)

第4条 登録構成員（選手）の資格は、次の各号のとおりとする。

(1) 長野県内の国・公・私立小学校及び各種学校に在籍し、あるいは在住している者で、4月1日現在12歳未満の者。

(2) JVAに個人登録を済ませた者であること。

(3) 登録は「小学生」のカテゴリー内において、一人一団体とする。

(登録の効力)

第5条 JVAメンバーの新規登録選手は、JVAの定める登録規程に基づき手続きを行い、本連盟へ申請し受理された日からその効力を発生するものとする。

(効力の失効)

第6条 登録団体（チーム代表者）は、登録構成員が退団したときは、速やかに本連盟へ連絡しなければならない。

2 登録抹消の手続きは本連盟が行い、完了した日から効力を失う。

(移籍)

第7条 移籍とは、次の各号の行為をいう。

(1) 登録構成員が所属するチームを退団し、別のチームに登録すること。

(2) チームが解散し、そのチームに所属していた登録構成員が別のチームに登録すること。

(3) チームが解散し、そのチームに所属していた登録構成員が新たに登録したチー

ムに登録すること。

- 2 本連盟に加盟するチーム間における移籍に関する手続きは次のとおりとする。
 - (1) 移籍前チームおよび移籍先チーム（以下「両チーム」という。）の代表者および両チームが所属する支部の支部長の承認を得、選手移籍届を本連盟に届出なければならない。
 - (2) 移籍する場合は、両チームが所属する支部の支部長の承認が得られない段階で、他のチームの活動に参加することはできない。
- 3 他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録できない。
（競技会への参加）

第8条 日小連または本連盟の主催または主管する競技会への参加は、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。

- 2 他のチームから移籍した者は、チームの登録構成員として承認されても、本連盟が主催または主管する競技会への出場については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 移籍後の同一大会期間中（予選から県大会）は出場できないものとする。
 - (2) 移籍直後の競技会へは出場できないものとする。ここでいう競技会とは、「全日本バレーボール小学生大会」「コカ・コーラ杯長野県小学生バレーボール大会」「長野米カップ長野県小学生バレーボール大会」の3つとする。
 - (3) 年度を越えての移籍においても、前号の規定を準用する。
- 3 特別な事情の移籍と本連盟が認めた場合は、前項の規定は適用しない。特別な事情とは次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 転居、転校に伴う移籍の場合
 - (2) 第7条第1項第2号および第3号に該当する場合
 - (3) 所属するチームの指導者による暴力行為等により移籍した場合
 - (4) その他やむを得ない場合
- 4 競技会への参加は、その競技会の開催要項に準ずる。

（罰則）

第9条 登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、または合法的ではあってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が認めたときは、登録団体または登録構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは、一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

（その他）

第10条 本規程に規定がないものについては、JVAおよび日小連の定める登録規程による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。